

四街道市広告モニターの設置に関する協定書(案)

四街道市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲が所有する〇〇〇〇〇〇に、乙が広告モニター(以下「モニター」という。)を設置する事業について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の施設である〇〇〇〇〇において、乙がモニターを設置する事業の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所及び用途)

第2条 モニターの設置場所は、甲の指定した箇所とし、乙はモニターの設置のみに使用し、その他の用途に使用してはならない。

(事業期間)

第3条 本協定に基づく事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 事業期間満了の6か月前までに甲、乙双方から異議の申し出がない場合については、5年を超えない範囲内で事業期間を延長することができる。

(使用許可)

第4条 乙は、モニターを設置するときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び四街道市財務規則(昭和40年1月1日規則第1号)第177条の規定による行政財産の使用許可を受けなければならない。

(広告事業料)

第5条 乙は、広告事業料として、年額〇〇〇, 〇〇〇円を甲に納付するものとする。

(乙と広告主との契約)

第6条 乙は事業の実施にあたり、広告主との間で広告放映に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

(甲の解除権)

第7条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本協定を解除することができる。

(1)指定期日までに広告事業料が納付されないとき

(2)本協定の相手方として必要な資格を欠いたとき

2 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なくモニターを撤去しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による協定の解除により、甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

4 乙は、第1項の規定による協定の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告した上で、本協定を解除することができる。

(1) 甲が正当な理由がなく本協定に違反したとき

(2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき

(原形復旧)

第9条 乙は、本協定の事業期間の満了又は本協定の解除等によりモニターを撤去するときは、遅滞なく現状に回復しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、事業の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。本協定の事業期間の満了又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第11条 本協定に関して疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、四街道市広告モニター設置要領、四街道市広告取扱事業者(広告モニター設置事業)募集要領、四街道市広告事業実施要綱及び四街道市広告掲載基準の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲、乙協議して定める。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

千葉県四街道市鹿渡無番地
甲
四街道市長

乙